他機関との連携

提言書＋７/２４意見

　市の政策課題に取り組むため、多様な政策主体との連携が重要です。国、県及び他の自治体との連携や政策課題を共有する市民、事業者及び教育研究機関などとの多様な連携に取り組むことに努めます。

条文素案
・二つの条文に分けたのは読みやすい。
・「国、県及び他の自治体など公共団体」にひっかかる。

解説
・「市民や自治会をはじめ、さまざまな団体」といった表記にしては。

条文（案）

（多様な団体等との連携）
第１７条　市は､政策課題の解決を目指した取り組みを効果的に進めるため、国、県及び他の自治体などとの連携に努めなければならない。

第１８条　市は、政策課題の解決のために、課題を共有する市民や事業者及び多様な団体との協力による取り組みに努めなければならない。

【解説】
　第１７条、第１８条は、多様な団体等との連携について規定したものです。
　政策課題の多くは、市単独では解決が困難です。2000年分権改革では国と自治体は「対等・協力」の関係にあるとされましたが、国、県、また他の自治体と連携し、課題解決の取り組みを効果的に進める必要があります。また、市民や自治会をはじめ様々な団体、事業者また教育研究機関などは、政策課題に共に取り組む自治のパートナーであり、課題を共有する人々や団体との協力は、政策課題の解決には不可欠です。

住民投票

提言書＋７/２４意見

住民投票

市民にとって大きな争点となった個別課題については、市民が意思を示すことができる仕組みづくりが必要であり、住民投票制度がこれに当たります。

済

条文（案）

（住民投票）

第１９条　市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票の制度を設けることができる。

（住民投票の尊重）

第２０条　市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【解説】

第１９条、２０条は、住民投票について規定したものです。

選挙は氷見市の意思決定や市政運営を信託するものですが、例えば選挙のときにはあらわれていなかった市政に関する重要な争点について、市民の意思を示したいと多くの市民が考えるときに、いわば非常ベルの役割を果たすのが住民投票制度です。その結果は議会や市長の決断を拘束するものではありませんが、住民投票によって示される市民の意志を「尊重する」ことを、第２０条で規定しています。現在の地方自治法のもとでも住民投票は行うことが出来ますが、全国的には一定数の署名が集まることで、住民投票が行われる「常設型住民投票条例」の制定もみられます。代表制民主政治を支える「住民の意志を示すしくみ」として今後の検討に期待するものです。